

横断歩道は歩行者優先！

横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

横断歩道は歩行者優先。車両の運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。一方、横断歩道以外の場所を横断したり、斜めに横断したり、走行する自動車等の直前直後を横断したりと、歩行者自身の法令違反による事故も多く発生しています。

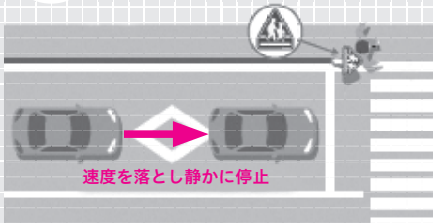
交通安全 コラム

vol.57



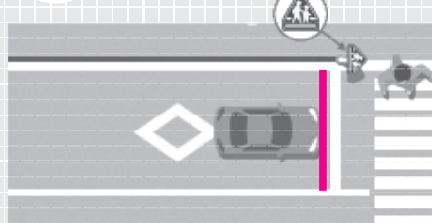
住民課
くらしの安心・安全係
☎ 85-8171

ルール 1 横断歩道に近づいたときは停止できる速度に減速



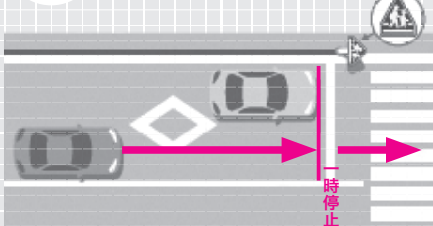
●横断歩道付近は、歩行者や自転車の飛び出し等に備える必要があります。

ルール 2 横断歩行者等がいる場合は一時停止



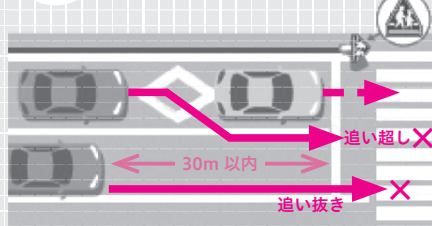
●横断者や横断しようとする歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

ルール 3 停止車両がいるときは必ず一時停止



●停止車両の前方に出るときは、必ず一時停止しなければなりません。

ルール 4 横断歩道手前の追い抜き・追い越し禁止



●横断歩道の手前 30m は、追い越しも追い抜きもしてはいけません。

違反した場合は… 横断歩行者等妨害等違反

- ▽罰則
3か月以下の懲役
または5万円以下の罰金
- ▽反則金
大型車 1万2千円
普通車 9千円
二輪車 7千円
原付車 6千円
- ▽違反点数
2点

消費生活コラム vol.53

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

クリーニング受け渡し時には

必ず状態を確認しましょう！

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎ 85-8171

事例 ▶ ジャンパーを7カ月前にクリーニングに出した。すぐに引き取ったが、でき上がりの状態を確認せずにクローゼットにしまい、先月着ようとしたら、ジッパーの布地が引きつって着られる状態ではなかった。クリーニング店に伝えると「6カ月も過ぎてから苦情を言われても、引き取った後の事故によるものかクリーニング時の処理の仕方の問題かどちらか分からない」と言われた。(70歳代)

- 消費生活助言** ▶
- ★クリーニングによるトラブルは、複数の要素が重なって発生することもあるため原因の特定が難しく、時間が経つと解決がより難しくなります。クリーニングに出す時、受け取る時には、必ず衣類の状態や処理方法を店舗側と一緒によく確認しましょう。
 - ★「クリーニング事故賠償基準」を使用してトラブルの対処をする店舗もありますが、使用していない店舗もあります。利用する店舗のルールを確認しましょう。
 - ★「クリーニング事故賠償基準」に基づき賠償される場合は、購入時からの経過月数などが勘案されるので、購入時の金額が戻ってくるわけではありません。
 - ★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。
 - * 「クリーニング事故賠償基準」は、Sマーク（「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店）、LDマーク（クリーニング生活衛生同業組合の加盟店）のある店舗が使用しています。

(参考：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報 第476号から)